両岸和平交渉における政治上の困難と選択可能な代替案について[1]

張 顕 超
（国立中山大学中国・アジア太平洋地域研究所副教授）

【要約】

2008 年 12 月 31 日、胡錦濤総書記が対台湾政策の方針として発表した「胡六点」は両岸の敵対状態の終結、および和平交渉を求めるものであった。台湾からすると、当面の国家主権の認識と交渉の対価についての双方の認識は相当かけ離れており、また民主化後の台湾にとって、中国に従属する「一国二制度」の非主権国家という肩書きは受け入れ難いものである。中国大陸側の意図する交渉とは、

---

[1] 和平条約または和平協議の定義とは、敵対する双方が署名するある種の取り決めである。主に戦争と武力衝突の終結のためのもので、署名する双方とは国家または政府である。協議の署名を以って双方の敵対状態は終結する。休戦協定と異なる部分は、敵対状態の終結が長く、軍備と武装が強制的に解除されるわけではない。和平協議の内容を検討するにあたり、協議そのものの目的と性質をみながら、通常は境界や争議解決の手順、資源の使用、難民の地位、債務、関連作業の取り決め、既存の条約の再適用などいくつかの項目を討議する。現代の国際社会での実践上、通常は停戦協議や敵対状態の終結の交渉をまず行い、和平交渉の手続きを討議、最後に和平協議の署名を以ってこれを完了する。詳細は Robert L. Bledsoe, Boleslaw A. Boczek, *The International Law Dictionary* (Santa Barbara: ABC-CLIO Press, 1987), pp. 385~386 を参考のこと。

徐々に政治的・法的拘束力を発揮し、台湾を中国大陸との政治的な国家統合に向かわせ、いわゆる両岸関係の「後戻りできない形勢（making the positive changes irreversible）」に持ち込むものである。ところが、両岸の和平協議に関わる政治交渉は、主権を国際政治や国際法、憲法の具体的な意義の中に置いた上で検討して初めて、台湾にとって実質的な意味を持つ。まもなく到来するであろう両岸の政治交渉という難局に際し、中国・福建省と台湾による「海西経済区（台湾海峡西岸経済区）」協力モデルの道や、あるいは双方が受け入れられる範囲のもとで、両岸の経済と社会モデルの初期段階のすり合わせにおいて、実行可能な道筋をつけていくことができるであろう。

キーワード：和平協議、両岸關係、政治統合、一つの中国

一　議題の始まりと双方の基本的立場

１　議題の始まり

台湾海峡をはさむ両岸は、1949 年の国共内戦が終結したのち、冷戦という世界的な背景のもとで、南北に分裂し衝突する朝鮮半島のように、数十年という長期にわたり軍事的に対峙する状態に置かれていた。両岸が和平協議を主張するきっかけは、中国大陸（以下、大陸と略）の全国人民代表大会（全人代）で 1979 年元旦に発表された『台湾同胞に告げる書』[2]で、これは大陸による両岸の平和的統一の実現を目指す政治方針を表明したものである。この提案がなされた当時の国際政治情勢は、1979 年に米国が中華人民共和国政府と正式な外交関係を樹立すると同時に、台湾の中華民国と断交、米台双方は米華相互防衛条約を終結させた。当時の米国政府は中華人民共和国と国交を樹立させたとき、台湾海峡問題については平和的な方法で解決すると強調した。大陸はちょうど経済の改革開放を推進しており、当時の指導者、鄧小平は台湾に両岸和平交渉の考えを伝えた。1981 年 10 月 1 日、当時の全人代常務委員会の葉剣英委員長は 9 項目の方針、いわゆる「葉九条」[3]を公表した。また「平和統一、一国二制度」の構想は鄧小平が 80 年代初期に次々に発表した思想である[4]。江沢民と胡錦涌の第三世代、および第四世代の大陸の指導者は、

---

[2] 「中華人民共和國全國人大常委會告台湾同胞書」人民網、2008 年 11 月 28 日、http://tw.people.com.cn/GB/26741/139936/139938/8427598.html。

[3] 「葉劍英向新華社記者發表的談話（葉九条）」中國台湾網、2007 年 10 年 31 日、http://big5.chinataiwan.org/tsfwzx/qybh/zywx/200710/t20071031_476930.html。

[4] 1982 年 12 月、全人代第 5 回会議で決議された改正『中華人民共和国憲法』の第 31 条の規定によると、「国家は必要な時に特別行政区を設立する。特別行政区で実行される制度は具体的な状況をみて全人代で法的な規定を行う。」これによると、「一国二制度」の構想は中華人民共和国の憲法に正式に記載される。詳細は「從『葉九條』

対台統一政策の考えにおいては、鄧小平の基本路線の延長上に補足を行ったに過ぎない[5]。

２　双方の基本的立場

(1)　中国大陸側

Ⅰ　江澤民による主張

鄧小平による対台政治主張の基礎のもと、江沢民は 1995 年 1 月に「江八点」を公表、両岸統一の課題は、双方が敵対状態を終結させ、徐々に平和統一に向けた交渉を実現するという二段階に分けて完了させるべきであると主張した。また、その第一歩として「一つの中国」原則下で、両岸の敵対状態を正式に終結させ交渉を進め、協議をまとめるべきであるとした。そしてこれを基礎とし、共同で義務を負いつつ、中国の主権と領土の完全性を守り、今後の両岸関係の発展に向けた計画を進めていくとした[6]。

Ⅱ　胡錦涛による主張

中国共産党の胡錦涛総書記は 2008 年 12 月 31 日、台湾に対する 6 項目の政治的主張を公表した[7]。同声明がこれまでと違っていたのは、

到『鄧六條』: 台湾的歴史和現状」新華網、2010 年 6 月 17 日、http://big5.xinhuanet.com/gate/big5/news.xinhuanet.com/ziliao/2003-01/24/content_705095.htm、を参照のこと。

5　1993 年 9 月、中国の国務院台湾事務弁公室と国務院新聞弁公室は共同で『台湾問題與中國的統一』白書を発表、初めて中華人民共和国政府による文書の形式でいわゆる「台湾問題的由来和中国政府解決台湾問題的基本方針」が公表された。「台湾問題與中國的統一」新華網、2011 年 3 月 10 日、http://news.xinhuanet.com/ziliao/2003-01/23/content_704463.htm。

6　「江澤民：為促進祖國統一大業的完成而繼續奮鬥」新華網、2005 年 1 月 26 日、http://news.xinhuanet.com/taiwan/2005-01/26/content_2510849.htm。

7　「攜手推動兩岸關係和平發展 同心實現中華民族偉大復興：胡錦濤在紀念告台湾同胞

極めて具体的で、かつ台湾に対し政治交渉の定義権をあらかじめ設けていたことであった。これは、2008 年 3 月に馬英九氏が総統に当選してから、大陸側が両岸政策として台湾に提示した最も直截的な政治的要求であった。「胡六点」の政治主張によると、両岸は「一つの中国」の原則のもとで、政治的信頼を増大させることとしている。両岸は国家が統一されていないという特殊な状況のもとで、具体的な検討を行い、軍事的安全の相互信頼メカニズムを構築することができる。つまり「一つの中国」の基礎の上に、両岸敵対状態の正式な終結についての協議を行い、和平協議を確立する。両岸は総合的な経済協力協定を締結し、両岸ならではの経済協力メカニズムを構築、両岸経済の共同発展とアジア太平洋地域の経済協力メカニズムとを互いにつなぐ道筋を検討する。台湾による国際組織への参加に関しては、「一つの中国」の原則のもとで、合理的な処置ができるとしている。

(2)　台湾政府側

Ⅰ　李登輝総統による主張

江沢民が 1955 年に両岸関係基本方針として発表した「江八点」に対する政治的な回答として、台湾の李登輝総統は 1995 年 4 月 8 日、正式に「李六条」を公表、「両岸は別々に統治されているという現実のもとに中国の統一を追及し、大陸側が台澎金馬（台湾・澎湖・金門･馬祖地区）に対する武力公使の放棄を正式に宣言しさえすれば、ただちに適当な時期をみて、双方がいかに敵対状態を終結させるかの交渉に関し、予備協議を進める」と主張した。これは両岸の指導

書發表 30 周年座談會上的講話」中國網、2009 年 1 月 1 日、http://big5.china.com.cn/overseas/zhuanti/gtwtbs/2009-01/01/content_17042163.htm。

者が公に「敵対状態の終結」と「両岸和平協議」に関して初めて対応、討議する政治的な起点となった[8]。しかし、李総統による 1995 年 7 月の訪米は、同年 9 月以降の中国共産党政府による対台軍事演習や台湾海峡ミサイル危機を引き起こし、最後には米国が空母戦闘群 2 隊を派遣して介入、双方の両岸和平協議に関する呼びかけはこれにより棚上げされることとなった。1998 年 10 月、海峡交流基金会（海基会）と大陸の海峡両岸関係協会（海協会）は北京で第二次「辜汪会談」を行い、政府の権限を受けて辜振甫氏と汪道涵氏の両名が政治的対話を行い、4 つの政治上の共通認識を確立、両岸の政治的協議に道筋をつけた[9]。その後、1997 年 7 月の李登輝総統による「両国論（二国論）」の主張は、大陸側の「一つの中国」を原則とする政治的な最低ラインを壊すものであったため、両岸の協議は完全に中断されてしまった。

Ⅱ　陳水扁総統による主張

台湾は 2000 年の総統選で初めて政権交代が実現した。民進党と陳水扁総統の主張は、台湾の独立と「一辺一国」の政治的立場をとるものであったので、大陸側は両岸の両会（海基会と海協会）の往来を引き続き断絶した。また民進党政府にとって「一つの中国」の政治的立場に立つ大陸側との政治的な会合は存在せず、このため 1995 年の両岸による敵対状態の終結と和平協議に関する討議は、李総統

8　「李六條」とは李総統による「國家統一委員會」第 11 回全体委員会における挨拶である。「『李六條』的中、英文內容」行政院大陸委員會大陸資訊及研究中心、1995 年 4 月 8 日、http://www.mac.gov.tw/ct.asp?xItem=47407&ctNode=5841&mp=4&xq_xCat=01。

9　「辜汪会談與辜汪会晤」財團法人海峡交流基金會、2010 年 6 月 17 日、http://www.sef.org.tw/lp.asp?CtNode=4479&CtUnit=2552&BaseDSD=7&mp=1&xq_xCat=48763&pubfile=921612405871.jpg。

の任期二期目から民進党政権の時期にかけ、十数年という長期にわたり棚上げされたままとなった。

Ⅲ　馬英九総統による主張

馬英九総統は 2008 年の総統選で勝利したのち、「92 年合意（九二共識）」による見解を認めたほか、就任演説の中でも両岸和平協議に言及し[10]、中国大陸との和平協議締結の可能性を「排除しない」とした[11]。同時に馬総統は、台湾は平和の創造者としての役割を演じ、台湾と中国大陸の関係を改善したのち、米国や日本、EU 諸国や ASEAN 諸国とも信頼関係を再構築すべきだと主張した[12]。馬総統は和平協議は一つの方向性だとしながらも、中国大陸の指導者と会見するには時機は熟していないと表明した。目下の台湾の両岸政策は「不統、不独、不武（統一せず、独立せず、 武力行使せず）」であり、4 年もしくは 8 年の任期内に「中国大陸との統一は絶対にない」「両岸和平協議の交渉スケジュールは未定」「理由は双方があとどのくらいの期間を要するか確実な予測が不能となっているためで、その間に

---

[10] 「中華民国第 12 任総統馬英九先生就職演説」中華民国総統府、2008 年 5 月 20 日、http://www.president.gov.tw/php-bin/prez/shownews.php4?Rid=14000。

[11] 「馬英九不排除與大陸簽和平協議」『新報』（香港・マカオ）、2010 年 6 月 11 日、http://www.hkdailynews.com.hk/china.php?id=105565。

[12] 馬英九総統は大陸委員会 20 周年の記念会合に出席し、同様の概念と考え方を強調、両岸はともに長い歴史の段階を経て、交流を重ね、中華文化の知恵が導く下で、争いの解決策を見出すことが必要であると表明した。両岸関係は中華民国憲法の枠組みのもと、台湾海峡の「不統、不独、不武」の現状を維持し、「92 年合意」や「一中各表」の共通認識のもとで両岸の交流を進める。原則は「台湾を主体とし、人民に有利であること」。「解決兩岸爭端 總統提『三心』」『中央通訊社即時新聞』2011 年 1 月 28 日、http://www.cna.com.tw/ShowNews/WebNews_Detail.aspx?Type=Firstnews&ID=201101280018。

より切迫している経済問題を処理する」[13]としている。馬総統が国際メディアに再三主張しているのは、将来的に可能性のある二期目においても、両岸間のいかなる政治交渉も行わないという見解である[14]。馬総統は、両岸の和平協議に向けた交渉について政治的に前向きな態度を示しているものの、実際の処理においては極めて慎重で注意深い。

3　双方の立場の主な落差

大陸側は、両岸和平協議の前提としてまず「一つの中国」の原則を堅持するという一貫した政治的立場をとっている。まず両岸の内戦状態の終結を協議し、その後政治的な共通認識を確立、和平協議を締結するというものである。1995 年の「江八点」[15]、2004 年の「517 声明」[16]、2005 年の「反国家分裂法」[17]、2008 年末の「胡六点」[18]のいずれもが、この政治的な主張の延長線上にある。大陸側は、両岸の和平協議をいかに進めていくか、どういった重要な原則を確認する必要があるかについて、これまで具体的な見解を公式には出して

13　「總統：任內不與大陸談統一問題」『中央通訊社』、2010 年 5 月 19 日、http://www.opview.com.tw/BiHistPage.aspx?daid=3749055&date=20100519。

14　「總統接受英國金融時報專訪全文」總統府、2011 年 3 月 8 日、http://www.president.gov.tw/Default.aspx?tabid=131&itemid=23711&rmid=514。

15　注 6、前掲資料。

16　「中台辦、國台辦就當前兩岸關係問題發表聲明」新華網、2004 年 5 月 17 日、http://news.xinhuanet.com/taiwan/2004-05/17/content_1472605.htm。

17　『反分裂国家法』第 2 条には、世界にはただ 1 つの中国しかなく、大陸と台湾は同じ中国に属し、中国の主権と領土は完全無欠で分割はできないと明白に規定している。国家の主権と領土の完全性を守るのは台湾の同胞を含む全中国人民の共同の義務である。台湾は中国の一部である。国家は「台独」など分裂勢力によるいかなる名義、方法を持っても台湾を中国から分裂させることは許さない。

18　注 7、前掲資料。

いない。現在、比較的明確にこれを指摘しているのは、北京学界の議論であり、多くが両岸和平協議について以下の 4 つの重点を含むべきだとしている。①原則的かつ過渡的な規範協議である。②規範内容は両岸の位置付け、両岸政権間の関係を確定することにある。③将来的な統合の発展方向を示すべきである。④双方が共同で統一委員会を組織するなど和平の発展メカニズムを確立する[19]。

筆者の理解によると、両岸が和平協議の政治交渉を進めるなら、台湾は国際・国内政治の各要素を検討しなければならない。また、台湾にとってより困難なのは、大陸側から既に、協議内容は両岸が同じ一つの中国に属している事実を受け入れること、双方が共同で中国の主権を守ること、台湾独立に明確に反対すること、ひいては両岸の平和的統一のプロセスを受け入れるという政治要求に至るまで、台湾の民意の主流とはかけ離れた政治的ないくつかの条件が設定されていることである[20]。これが、台湾側が両岸の和平協議の提案を排除しないとしながらも、棚上げせざるを得ない主な要因となっていることは間違いない。台湾には両岸の「和平協議」は「統一協

---

[19] 2009 年 6 月、大陸側の主導で開催した会議に関連する報道。「兩岸學者聚京研討兩岸和平協議與統合路徑」中国評論新聞網、2009 年 6 月 14 日、http://www.chinareviewnews.com/doc/1009/9/4/9/100994915.html?coluid=7&kindid=0&docid=100994915。

[20] 台湾の遠見雑誌世論調査センターは長期にわたり台湾の人々の統一・独立の立場を追跡している。2010 年 8 月の最新調査によると、現状維持を希望する人が 51.2%、独立支持が 29.0%、統一に賛成はわずか 7.5%であった。両岸の経済・政治・社会の各条件が類似していても、66.1%の人は統一する必要はないという見解である。同年 9 月の調査でも現状維持（「現状維持、状況をみてから独立か統一を決める」、「現状維持、その後統一へ」、「現状維持、その後独立へ」、「永遠に現状維持」）が大多数（87％）を占めた。「2010 年 9 月馬總統執政滿意度民調」『遠見雑誌』2010 年 10 月号、http://www.gvm.com.tw/gvsrc/20100915S01AP00PR1R.pdf；「民眾對當前兩岸關係之看法」行政院大陸委員會、2011 年 3 月 11 日、http://www.mac.gov.tw/ct.asp?xItem=53491&ctNode=5617&mp=1。

議」と切り離すべきと提案する学者もいるが、これこそ両岸の和平の議題に対する認識における根本的な差異を示している。最大のしこりとなっているのは以下の 2 点である。第一に、両岸の和平協議のビジョンは双方で重なり合うものではない。台湾の主流民意は単純な和平協議による交戦状態の終結と現状維持であるのに対し、大陸は台湾が両岸の将来的な統一について保証すべきであるという見解を持つ。第二に、和平協議の交渉タイミングについて、大陸側は国民党が政権復帰したときこそ和平発展にとって得難い好機だととらえているが、台湾政府は、現在の台湾社会は両岸の政治的議論についての共通認識が全くないため、大陸側が論争性の高いこの政治的議題の話し合いを急げば、台湾の社会内部での対立を激化させるだけだという懸念を持つ[21]。

二　「胡六点」の政治交渉に関する部分を読み解く

1　胡錦涛の任期内における政治的圧力と歴史的位置付け

馬総統にとって、一期目の任期 4 年間においては、両岸関係の処理に際し時間的、空間的な余裕が比較的あると言える。両岸間の協議項目について、馬総統は経済優先で次に政治という優先順位を望んでおり、まずは切迫した経済の議題の処理を最優先としたい方針である。しかし、現在、任期二期目にあたる胡錦涛総書記にとっては両岸の歴史における使命と政治スケジュールのプレッシャーがある。大陸側も早めに両岸の統一スケジュールに取り掛かる政治的準備を進めたいと望んでおり、両岸関係の処理があまりに遅れると、台湾の内部で大陸側にとって不利な政治的変化が起こるのではと懸

[21] 李允傑「和平協議應與統一協議脫鉤」『台湾蘋果日報論壇』、2009 年 11 月 19 日、http://tw.nextmedia.com/applenews/article/art_id/32101435/IssueID/20091119。

念している[22]。現在、双方の政権が政治交渉の考えを持っているが、台湾側の政治的な懸念の方がはるかに大きい[23]。両岸の敵対状態の終結と和平協議の正式交渉開始に困難を伴うなら、大陸側は例えば権限を受けた窓口による対話をできるだけ早く行うなど、非公式な初歩的会合を行いたいとする希望も表明している[24]。

２　両岸が同じく「一つの中国」に属することの指摘と内戦の原則

胡錦涛は両岸の政治交渉に際し、既に「一つの中国」という原則を設定している。この「一つの中国」の政治原則の内容は、これまでに両岸の両会が協議を再開した際の「92 年合意」ではなく、中華民国と中華人民共和国の 2 つの政府を「一中各表（それぞれ一つの中国を代表する）」とする原則でもない。中国大陸の反国家分裂法第二条の文言に従えば、大陸側が要求しているのは「台湾と大陸はすべて中国の領土である」という国家主権の共同宣言である。このため、台湾の政府代表が両岸の政治交渉のテーブルに着けば、両岸の政治交渉または和平協議の交渉と考えられ、国際世論において両岸統一に向けた準備としての政治交渉と誤って受け止められる可能性があり、台湾は国際・国内政治の対応において、極めて慎重にならなければならない。

大陸側は「胡六点」本文の中で、台湾には東西ドイツ基本条約と

22　「北京對対台沒有政治談判時間表」『亜洲週刊』二十四卷十三期（2010 年）、http://www.yzzk.com/cfm/Content_Archive.cfm?Channel=aw&Path=372762111/13aw1a.cfm。

23　「胡錦濤：兩岸要為解決政治軍事問題創造條件」中新網、2009 年 5 月 27 日、http://www.hi.chinanews.com/hnnew/2009-05-27/22803.htm。

24　「商簽和平備忘録北京有時間表」『星洲日報』2009 年 11 月 2 日、http://www.sinchew.com.my/node/136751?tid=2。

同じような対等の主権地位を与えないと明言している[25]。つまり、大陸側は交渉における対等の地位は与えるが、その主観における互いの主権上の政治的な地位は対等でないということである。これはまた、大陸側が両岸の政府間交渉を避け、民進党をも「国共フォーラム」に取り込み、将来の両岸の党対党による交渉の政治的基礎としたい方針でもある[26]。大陸側は意図的に両岸による通常の国共第三次和平交渉という印象を対外的に与えようとしており、その背後にある交渉戦略は、台湾政府が存在するという事実承認や、民主化された台湾政府との正式な交渉を避けるものであると同時に、台湾の民主政治の発展上にある現実とは完全に乖離したものである。

中国の政治経済の台頭が始まり、両岸の政治は主導権をめぐり国際的なプロパガンダ競争を始めたが、その大部分がすでに大陸側の手中にあり、台湾政府は慎重にこれに対応しなければいけない羽目に陥っている。中国共産党は「胡六点」の第一点で「両岸の統一状態への復帰は、主権と領土の再創造ではなく、政治的対立の終結である」とする政治的な前提を設定している。つまり、大陸側は現段階で中国の主権の中身について、台湾政府と政治的な待遇や条件を分かち合う意図は全くない（中華連合や連邦的な政治モデルの拒絶を明言している）。台湾政府が大陸の「胡六点」に基づく交渉の求めに前向きに応じられない本当の理由はここにある。両岸が政治的に中央と地方に対応する関係とするならば、台湾の中華民国政府と人

25　詳細は、中国国務院台湾事務弁公室『中国台湾問題外事人員読本』（九洲出版社、2006年）、209~231ページ参照のこと。

26　中国側は政治協商会議を土台とし、台湾の各主要政党と辛亥革命 100 年記念を共に行い、両岸の政治交渉を推進、両岸指導者による正式会談や和平協議の締結を実現したい方針である。「北京合慶辛亥100規劃馬胡會」海峡資訊網、2009年10月19日、http://www.haixiainfo.com.tw/75811.html。

民にとって、国家主権の地位を自ら放棄することとなり、一方的にこのような不平等な政治的待遇を受け入れるのは極めて困難なのである。

もう一つ重要な点は、胡錦涛主席が 60 年の両岸の内戦関係の終結をもって、両岸の政治交渉の起点としようとしていることである。国共内戦は中国の歴史上の事実ではあるが、これと台湾の領土の主権の帰属、あるいは一部の国際的な観点が示す戦後の台湾の国際法における地位は、全く別問題なのである。少なくとも台湾の領土の主権は、中華人民共和国ではなく、中華民国に帰属するものである。占領に関する国際法の有効原則に照らし合わせると、中華人民共和国は真の意味で台湾を統治したという法的事実はない。また、台湾では 1949 年から 60 数年の間に民主政治が十分に発達し、人民主権という概念が人々に深く根付いている。台湾は現代化された公民社会の実質を持ち、また 1949 年の国共内戦時の単純な政治概念で、両岸関係の 60 数年の歴史と政治的な発達を完全にカバーし説明することは絶対にできない。大陸側は意図的にこれをひとつにまとめ、自身にとって有利な国際法の解釈を採りつつ、冷戦期の自決権に関する新たな国際法の概念を故意に避けている。両岸関係の発展が中国内戦の定義にはめ込まれてしまったら、台湾の中華民国にとっては国家主権と国際政治におけるリスクを伴うことになる[27]。

---

[27] 大陸側の対台武力行使に際する法的な難点は、これが国際法上の武力行使に合致するかどうかの問題である。国際法の条件に合致しない場合は、侵略または国際法の平和原則に違反するとみなされる。このため、両岸関係の位置付けは中国の内政と内戦に関する問題を残し、基本的には台湾問題には国際法の適用がされない可能性もある。国際法の適用を排した内戦の危険と不道徳に関しては、Antonio Cassese, *International Law in a Divided World* (Oxford :Oxford University Press, 1989), pp. 81~84, 280~282 を参照。

大陸側は「反国家分裂法」の中で、台湾問題は中国の内政問題であり、国際社会による両岸の事務的な政治調停または干渉を拒むと表明している[28]。馬総統は「一つの中国」論を支持しているが、台湾の政治的な観点からみて、この「一つの中国」が代表するのは中華民国である、もしくは台湾が憲法上の一つの中国を代表しているに過ぎない、または少なくとも台湾政府は「一つの中国」について自ら表現する余地を留保すべきであるとしている。もし大陸側が一方的に主張する中国内戦の定義を受け入れ、国際社会の参加や協力を排除し、台湾の「中華民国」の主権的立場における但し書きまたは留保を明確に表明することができなければ、台湾政府は国内外で甚大な不利益をこうむることとなる。さらに台湾の反対党や台湾の民衆、日米など国際社会が留保の余地のない「一つの中国」の原則を受け入れるかどうかについては、政治的リスクを慎重に検討する必要があるはずである。

3　政治、経済、軍事の三大枠組みの設定

胡錦涛は「胡六点」において、両岸の政治的および経済的交渉、軍事的敵対の終結において、すべて「一つの中国」の原則に基づくという前提条件を設けている。大陸側は、現在の条件をもって短期間で完全に台湾を統一するという政治的な可能性は存在しないことをはっきり了解している。そのために前もって「胡六点」において台湾に対して政治、軍事、経済の三大分野の交渉枠組みを提示しているのである[29]。前述の三大政治枠組みの実現、および台湾の現政権

---

[28] 『反分裂国家法』の第2条第2項には台湾問題は中国内戦が残した問題と明記している。台湾問題を解決し、国家の完全な統一を実現するのは、中国の内部事務で、この問題ではわれわれは外国勢力のいかなる干渉も受けない。

[29] 2009年6月、大陸側の主導で開催した両岸和平協議学術シンポジウムで、参加者の

との経済・政治の議題における各項目の協力を通じ、徐々に政治および法的拘束力を獲得し、台湾が今後中国との国家統合に向け政治発展を遂げるようセッティングする。これも両岸関係をいわゆる「後戻りできない形勢（making the positive changes irreversible）」に持ち込むものであり[30]、また双方の政府相互の約束事により、台湾の内部で政治的に独立に傾く事態が再び起こるのを阻止したいとの方針でもある。「胡六点」の本文の最終段落では、「両岸の統一は中華民族が偉大なる復興に向かう歴史的な必然である。」と論じている。もし真面目に政治的な解釈を行うなら、つまり大陸側は中国台頭という構想の上で、既に台湾問題の平和的解決を、中国が台頭し世界的な覇権大国となるための必要条件として優先的に扱っているのである。仮にそうであれば、今後台湾には中国側からの両岸統一の政治交渉の圧力のもと、極めて大きな困難が待ち構えているであろう。

三　両岸和平協議の枠組み上の主権の問題点と国際社会における生存空間

１　一つの中国の原則の文字表現と構造的な実質

一部の人々の見解によると、両岸関係においてこれまで起こった困難というのは、「一つの中国」の原則に対する認識における衝突であった。共同で双方が受け入れることのできる文字表現方法を生み

多くは、以下の 4 点を重点として含むべきとの認識を見せた。①原則的かつ過渡的な規範協議である。②規範内容は両岸の位置付け、両岸政権間の関係を確定することにある。③将来的な統合の発展方向を示すべきである。④双方が共同で統一委員会を組織するなど和平の発展メカニズムを確立する。注 19、前掲資料。

[30] Qimao Chen, “The Taiwan Straits Situation since Ma came to Office and Conditions for Cross-Straits Political Negotiations: a view from Shanghai”, *Journal of Contemporary China,* Vol.20, No.68, (January 2011), pp. 153~160.

出すことができさえすれば、両岸の主権と法律管轄権における衝突や、両岸の政治的・経済的利益の衝突ですら、すべて「一つの中国」の原則の大きな概念のもと、合理的で妥当な解決策が得られる、または政治的な硬直状態から第一歩を踏み出すことができる。これに似た見方は、これまで両岸の政治学界に広くみられ、また中国大陸が中華民国の存在を認めさえすれば、両岸の政治的見解の相違は埋めることができるともみられていた。ただ、国際法と憲法学の角度から論じると、「一つの中国」の原則の文字表現がどんなものであるかは、両岸関係の表面的な見解に伴うものに過ぎない。両岸関係が最も困難な点は文字表現ではなく、中国の主権そのものにあり、両岸が政治枠組みの上でともに分かち合う、または再編することができるかどうか、また深い部分での両岸の政治的・経済的な重要利益を共にできるかどうか、法的枠組みや政治的保証を通じて処理できるかどうか、一歩踏み込んだ政治的な配慮と処理ができるかどうかにかかっている。住民投票のような民主的方法で、国際社会の監督のもと自身の国家の前途を決める権利、台湾の人々が国際法が認める自決権を享受できるかどうかは、両岸と国際政治に関わる深くて重い課題であり、「一つの中国」の原則を受け入れられるかどうかという文字上の条件にとどまるものでは決してない[31]。今後両岸の政治交渉と和平協議の上で、両岸の主権論争にどのように立ち向かうかは、台湾内部の政治的なエスニシティ論争のもとでは解決が難しい問題である。国民党が1992年の両岸による両会で達成した「一中各

[31] 2009年6月、大陸側の主導で開催された両岸和平学術シンポジウムでは、将来の両岸和平協議の討議における核心的な問題は大陸側がどのように中華民国の身分と地位の問題と向きあうかということであるとし、双方の学者は概ね同意している。注19、前掲資料。

表（一つの中国について各自が解釈する）」[32]という見解や、2008 年に馬総統政権発足後に公表された「92 年合意」は、どちらも両岸関係における主権という障害を本当に乗り越えるものではない。また民進党が 2000 年に政権を握ったことと、その中での民主の発展は、両岸の主権争いの中に国際法における台湾の自決条件を持ち込み、もともと困難な両岸関係を、より厳しい対立とより困難な問題に変えただけであった[33]。

「一つの中国」の原則の問題は、両岸関係で最も解決の難しい問題で、かつほぼ解決の見込みのない難題であるが、だからこそ両岸関係における政治的に解決不能な問題の中でも核心的な問題なのである。「一つの中国」の原則の実質を真剣に検討しようとすると、以下の 6 点の政治的な難点に直面しなければならない。

（1）両岸の国共内戦の歴史が残した問題をいかに片付けるか。また中華民国と中華人民共和国の名称、中華民国の政治的位置付け、台湾の領土の主権と人々の帰属、両岸の人々の国家についてのアイデンティティという感情的な問題をどのように処理するか。

（2）主権と国家の位置付けが有効性を持つかどうかについては、国際政治の配慮や両岸協議を通じて行われるべきであり、またこの重大な両岸の政治的処置の結果は、双方の政府と大多数の両

---

32 「台海兩岸關係的發展」行政院大陸委員會、2011 年 3 月 10 日、http://www.mac.gov.tw/ct.asp?xItem=68279&CtNode=5836&mp=4。

33 蔡英文は主権問題では民進党はどのようなオプションも排除しないと表明。具体的には「主権問題においては、民進党はすべてのオプションを考慮し、いかなるオプションも排除しない。第 2 に、台湾の人々には自分で決定する権利がある。第 3 に、決定できるのは台湾の人々だけである」。「蔡英文訪問華府在傳統基金會演說」美國之音中文網、2008 年 9 月 10 日、http://www.voafanti.com/gate/big5/www.voanews.com/chinese/news/a-21-w2008-09-10-voa1-58293467.html。

岸の人々が認められるものであるべきである。

（3）双方の現行憲法による法的制限や、将来の「一つの中国」の憲法（専門家が提案する「一中三憲」を例として）を共同で構築するという難題、双方が二重の憲法のもとで行う極めて複雑な法的プロセスをいかに処理するか。

（4）それぞれの国会審議と決議のプロセスも、両岸の民主政治の極めて重要な課題である。

（5）台湾の人々がこの政治交渉の結果に関し住民投票で決議することになれば、双方の政府がどのように事後処理を行うのかも極めて政治的に困難な事柄であることから、政治的な時機の成熟を見極めるのは非常に重大な問題である。

（6）米国や日本など友好国の国際的な関心と、地域安全政治の枠組みの現状は、東アジア全体の地域的なパワーバランスの問題に関連してくる。特に米国の政治的な関心と注目を集めており、台湾と大陸側の双方が自分たちだけで協議できるような単純な内政問題ではない。

両岸が「一つの中国」の内容に関して実質的な討議に入るとすれば、それ自体が極めて錯綜した複雑な難題となる。率直に言うと、両岸の和平協議が「一つの中国」の実質的な内容について協議を再開すれば、必然的に大きな政治的リスクに立ち向かうこととなる。これは双方の内部でも論争性の高い政治的な議題であり、交渉が決裂すれば、双方の政治にも極めて深刻な結果をもたらすことが想定される。しかしこれに論及しなくとも、あるいは当面は両岸の「92年合意」に論及しなくとも、両岸の基本的な政治的難題は依然として存在し続け、それぞれ政治的な信頼と発展を達成するのは難しく、つまり処理の点でも板挟み状態の政治的局面となるのである。また

台湾政府が気にかけているのは、大陸側が「一つの中国」原則に関し、一貫して「内外有別（内と外での対応が違う）」戦略を取っており、新・旧の「一中三段論（一つの中国に関する三段論法）」はどちらも、国際的な場においては唯一、中華人民共和国だけが中国を代表するものだとしている[34]。

（1）国際的な場における「一つの中国」とは中華人民共和国を指す。
（2）両岸関係上、台湾と中国大陸はともに「一つの中国」に属するという新たな見解をとる。
（3）中国の主権と領土は完全無欠であり、分割することはできない。

前述の新「一中三段論」という見解は、大陸の海協会・汪道涵会長の「両岸はともに一つの中国に属する」という政治的概念の延長に過ぎないもので、両岸の統一を、台湾と中国大陸の 2 つの主体が共に一つの中国を創建するという考え方のもとに置くものである。しかし、国際政治の領域においては、中華人民共和国だけが中国の中央政府を代表し、台湾の国際社会における生存空間は大陸側の同意のもとにのみ、条件付きで部分的に国際社会に参加する権利が与えられる可能性があると、大陸側は明確に指摘している。「一つの中国、内外有別」の本質は、大陸は対内関係において、台湾政府を国家の内部での特別な政治的主体の存在と認めるが、対外的な関係のもとでは、大陸側のみが代表的な主体であり、台湾は主権上の権利を持たないとするものである。

台湾が中国大陸と「一つの中国」の原則について交渉するならば、この問題にある主権という壁を突破できず、主権国家で構成される

---

[34] 「朱鎔基總理在政府工作報中重申對新三段論」人民網、2002 年 3 月 6 日、http://tw.people.com.cn/GB/14810/14858/896237.html。

国際社会において、常に中華人民共和国による意図的な孤立状態に置かれてしまうという問題を解決できない。台湾が国際社会において、大陸側が一方的に設定した制限とその同意のもとに存在しなければならないとしたら、台湾の中華民国政府には国家主権に関して一定のリスクが生じることになる。もう一つ深刻な問題は、台湾政府が前提条件を付帯しない一つの中国の原則を受け入れたならば、台湾人民による自決の選択権を著しく損なわないかどうか、台湾内部と両岸政治が対立する新たな危機を招かないかどうか、これらに関する政治的な思考の事前準備は、90年代初期に台湾政府が国家統一綱領を定めたころの古い観念にとどまっているわけにはいかないのである。

2　両岸和平交渉における国家の位置付けに関する選択

両岸が政治的交渉を進める際の国家の位置付けに関する選択とその対処は、台湾政府が常に重視し、政治交渉と和平協議の対処に関する極めて切迫した研究でもある。実際、大陸側の言う「一国二制度」に踏み込んだ研究ができるなら、そこで初めて関連対策の効果的な提示ができるであろう。例えば中華民国の存在に関するいわゆる「承認」問題や、台湾の国際社会での生存空間や法的な位置付けの研究のような、中国大陸のここ数年における香港での「一国二制度」実践や、最近の台湾問題に対する新たな考え方は、台湾政府が前向きに思索し、有効な対応措置を提示する価値のあるものである。

両岸の和平交渉における台湾の国家的位置付けを検討する際に、台湾の民衆と政党が往々にして陥りやすい議論と俗説は以下のとおりである。

（1）台湾にある中華民国は主権独立国家が持つべき地位と待遇の獲得に引き続き取り組むべきか。いかにして国家主権に関する

苦境を乗り越え国際社会での生存空間を勝ち取るかは、台湾内部でも常に統一か独立かの論争を巻き起こしている。

（2）中華民国である台湾は主権独立国家としての新たな政治説明を備えておくべきか。特に両岸の政治交渉のプロセスにおいて、大陸側による、「一つの中国」の主張と意図的な台湾政治の矮小化のために、台湾は知らず知らず以下のような理論上の矛盾に自ら陥ってしまう。「台湾の中華民国は一つの国家であるべきだが、両岸が政治交渉を行う際には、中華人民共和国が国家としての中華民国には同意しないため、研究者は連合や連邦、国家の中の国家、藩属国、一国二制度、他の国と提携している自治国、などなどそのほか可能な国家モデルの中で最も適した、あるいは2番目に適した選択を行えばよい」という矛盾である。この類の考え方は大陸側の「一国二制度」という政治的な落とし穴に陥り易い。国際法主体の形式からみると、葉九条と鄧小平のいう「一国二制度」モデルは、多くの連邦モデルよりもさらに「優遇された条件」である可能性もあるのである。バチカンモデルや属国などの政治形式に至っては論じるまでもない。

（3）もし「一国二制度」もまた台湾が将来的に受け入れられる政治統合条件でなければ、政治的な観点からみて、前述した「一国二制度」の条件を下回るいかなるものも選択肢にはない。では、台湾は今後中国大陸と交渉を進めるに当たり、設定すべき政治的な最低ラインはいったいどうあるべきであろうか。いかなる合理的な国際法主権モデルと憲政構造を設けるべきであろうか。仮に「一中三憲」が双方共に受け入れられる政治条件であるならば、国際法と憲法にはどのような政治的配慮と協議プロセスが必要となってくるであろうか。短期的にはこれらの政治問題に答えられる回答はない。

3　和平交渉の実質的な政治交換条件と手続きの問題

両岸の敵対状態の終結は双方の軍事的信頼に関わる問題で、ひとまず和平協議の内容検討の外に置くとして、両岸和平協議の政治的な位置付けと関連作業に言及すると、処理すべき重点は、政治的な位置付けに関する交渉時の、実質内容と手続きの2点が考えられる。台湾はどのような交渉条件を勝ち取れば実質的な意義があるであろうか。また、協議方法と手続きの上で、どのように協議利益とその後の保障・執行を確保するべきであろうか。「胡六点」では両岸の政治交渉の原則と方向性を示してはいるものの、これまで大陸側や大陸の主流学界では、両岸和平協議の具体的な方法や内容に関する指摘や討議はあまり多く発表されていない。本文は台湾が取りうる立場と観点からのみ、いくつかの原則的な観点を提示する。両岸の政治交渉と和平協議の対象は、国際政治や軍事、国際法、憲法、国内政治など多岐の専門分野に亘る。本文は各種問題点における考えを提示しようとするものであり、筆者の能力の範囲を超える一連の解決策を提案するものではない。両岸の政治交渉や和平協議の議論は、本質的には政治的な価値に基づく選択肢が多く、単純な学術的議論にはならない。

筆者の観察によると、両岸の政治交渉または和平協議における台湾の「国際社会における生存空間」に関する要求は、台湾にとっては、大陸側の「一つの中国」の原則に対応する弁証である[35]。両者の

---

[35] 馬英九総統は、政府の両岸政策路線はウィンウィンの関係による好循環の道を採り、両岸関係の改善と、国際生存空間の拡大を同時に行うことで、より多くの人の希望に沿い、中国大陸との交流を自信をもって深めることができ、安全に心配のない時には、中国大陸との両岸関係をより改善したいと表明した。「馬總統:兩岸政策雙贏」『中時電子報』、2011 年 1 月 29 日、http://news.chinatimes.com/politics/130502/132011012801240.html。

間にも政治上の「相生相剋（相互作用・相互抑制）」の原理が存在する。ある意味では、台湾に十分な「国際生存空間」があれば、「一つの中国」の主権問題に関し譲歩することもやぶさかではない。しかし大陸側にとって、台湾に国際上の政治的実体（international political entity）の地位を十分に与えるというような「国際生存空間」を認めることは、具体的な政治ではあり得ない難題なのである。

A. 国際生存空間と政治保障の実質的問題　例：

（1）台湾は国家として、あるいは他の名義で国連に加盟できるのか。

（2）台湾は国際組織または地域組織に加盟できる地位を獲得できるのか。

（3）台湾は、他にどのような国際生存空間について獲得・重視する必要があるか。

（4）このほか、両岸の憲法の位置付け、条約の加盟、及び、両岸関係の国際社会と権利義務関係における取り決め。

（5）両岸の経済、外交、政治、軍事、社会などに関連する各種の政治的措置に、どのように具体的な実現方法を提示すれば、大陸側が「葉九条」や「江八点」、「胡六点」で台湾に与えると述べている実質的な内容について要求、または対応することができるのか。

（6）台湾の地位は香港ではなく、香港の「一国二制度」という特区モデルで台湾の国際生存空間と位置付けを検討することはできない。

つまり、政治交渉における一つ一つの実質的内容を確定して初めて、両岸の互いの確固たる政治的位置付けを反映することができるのである。また、国際法上の各種の非主権国家モデルの中からのみ、

中国大陸が受け入れられるであろう政治的実体の人格を模索するのではない。

B. 国際生存空間と政治保障の手続き的問題　例：

（1）いかに両岸の政治的位置付けを確立し、和平協議の交渉結果を有効に実施するのか。

（2）国際慣例と台湾の安全保障に従い、国際社会または大国が介入と保障をする必要はあるか。

（3）国連安全保障理事会や米国、北大西洋条約機構（NATO）の介入、あるいは北朝鮮をめぐる6カ国協議のモデルのうち、どれがより妥当な方法なのか。あるいは中国の内政であるとして、両岸が自分たちだけで協議を完了させ、第三者の調停や介入を必要としないのか。

（4）台湾は国際社会または地域安全における保障を確保すべきか。

（5）双方が和平協議の交渉に入る前に、和平協議交渉に付随する各議題とその手続き進行について、各々の優先順位を事前に確認すべきか。

（6）両岸の国家の位置付けに関する交渉を行うとき、前もってどのような政治による事前作業（国際社会とのコミュニケーションや国内の共通認識の構築など）を考慮し準備しなければならないか。

（7）双方の政府が派遣する代表の構成、交渉人の肩書きと締結する協議の名称の問題をどうするか。

研究者が見落としがちな重点とは、台湾の国家としての位置付けを討議する際、往々にして台湾そのものの主観的要素のために、台湾の国際的地位が圧倒的に劣勢にあることへの評価と認識が欠落す

る事態を招いてしまうことである。1971 年の国連総会における 2758 号決議の後[36]、台湾の多国（多地域）間または 2 国（2 地域）間関係における総体的な実力は失われたが、これは台湾の現実的な国家の位置付けと極めて密接な関連がある。国際法学界の主流が広く、台湾の中華民国は完全な主権国家の身分を有しないとしており、あるいは国際法の実践上で、台湾は準国家の身分を有するに過ぎないとするのもこのためである。しかし台湾の国家としての位置付けは、台湾の外交関係と国際生存空間における実力や、国交国との多国間関係にも関連してくる。台湾政府は両岸の政治交渉に入る前に、まずは自身の国際社会における真の姿（交渉カード）を見つめなおし、台湾の国際社会における「位置づけ座標」を確認すべきである。両岸が政治的な位置付けに関する交渉に入れば、台湾はどういった国際生存空間を考慮しなければならないか。また、台湾は交渉の中でいかにしてなるべく多くの外交カードを獲得するか。両岸の主権と国際的な尊厳に関した合理的な内容の構築にどのように取り組むか。この問題を深めることが、台湾の国家としての位置付けと国際生存空間の交渉に取り組む上で、極めて重要なポイントとなるであろう。

四　両岸和平協議の交渉における内外の難題

将来的な両岸の和平協議の交渉は、「一つの中国」の原則に関わる実質内容を議論することとなり、双方はこの議題につなげて、台湾の国際法上の地位や国際生存空間、憲法における政治的配慮、その

---

[36] 1971 年 10 月 25 日、国連総会における 2758 号（XXVI）決議で、大陸の中華人民共和国政府は唯一中国を代表する合法的な政府とし、台湾の国連安保理常任理事の席に取って代わられた。“RESOLUTIONS ADOPTED BY THE GENERAL ASSEMBLY DURING ITS TWENTY-SIXTH SESSION”、*United Nation*、10 March 2011, http://daccess-dds-ny.un.org/doc/RESOLUTION/GEN/NR0/327/74/IMG/NR032774.pdf?OpenElement.

他両岸の政治経済の議題やそれに関わる重要な利益について、ともに議論することは避けられない。ただし、以上のいかなる政治項目も、すべて中国における台湾と大陸の主権内容に重く関わることとなり、どのように実質的な配分を行い、法律問題を表現するかに関わる問題である。双方が政治的な議題に関する交渉の蓄積をもって、両岸関係における政治的な障害を乗り越えるのはよいことではあるが、台湾自身の対外的・対内的な政治的タイミング、両岸双方の政府が取り掛かる時機が熟しているかどうかは、「一つの中国」の原則に関する実質的内容を議論できるかどうか、また政治の重点において具体的な結果が生まれるかどうかに大きく関わるっている。

台湾政府が和平協議交渉の中でさらに一歩踏み込み、敵対状態を終結させた上、協議の中ほどで台湾の国際社会における生存空間などをひも解くことを狙うなら、一つの中国の実質的な内容の交渉が、大陸側から台湾に要求する政治的対価となるであろう。双方の交渉時におけるゲームのルールと対価の関係は、台湾は引換書にある対価だけを支払い、政治コストを負担しないでよいということでは絶対にない。双方が正式に和平協議の交渉に取り掛かる場合、検討に加えなければならない点が他にもいくつかある。以下に、7項目挙げる。

（1）両岸の和平協議の締結後に派生するであろう、台湾の国家安全に関わる米台軍間の取引、徴兵制の廃止の是非、台湾の人々の国家安全に関する考え方に与える影響など、政治的な配慮が必要である。

（2）台湾国内の中華民国憲法第四条に関わる国家領土の規範、六十三条の宣戦案、講和案の規範、国会における憲法改正の手続き、

政党間の論争、さらに予想される住民投票など、さまざまな内部の政治的議論はすべて、極めて重要な政治課題となる[37]。

（3）両岸の和平協議の複雑な交渉議題とそれに関連する内容の構築は、国際および国内の政治工学により綿密な設計をしなければならない。民主化した政治と政権交代という台湾政治の現実は、大変な努力を経て統一性を持ち、またとない政治体制を確立したのである。

（4）両岸の地位平等の実現は、客観的にみて両岸の政治的実力に大きな落差があるため、対等な政治的地位を考慮するうえで、双方がどちらも不利だと感じ易く、政治制度の構築が難しい。大陸側は台湾に連合や連邦のような国家主権を構築する地位を与える意図はなく、これは国内政治の要素でも中国の少数民族地域における政治的な困難に直面する。

（5）双方の政府と人民は、政治的な共通認識の土台がほとんどない上、政治体制が極めて異なっているために、民主政治体制に関して同意の形成が難しい。双方が一定の政治的信頼の基礎が欠けている中で、和平協議の核心についていきなり議論することについては、両岸の指導者は無闇に取り組むことはないであろう。

（6）米国と日本の関心や、東アジア地域の安全など、国際的な要素は非常に複雑で、これが隠れた政治的制約を加えることとなるため、台湾も国際社会の背景要素を軽視することはできない[38]。

---

[37] 「陳明通：和平協議商談前 必須先公投」『自由時報』2010 年 5 月 10 日、http://www.libertytimes.com.tw/2010/new/may/10/today-p6.htm。

[38] 米国が制定した台湾関係法（Taiwan Relations Act）は、過去 30 年の台湾海峡の安全保障の中でも最も重要な国際的な誓約である。台湾関係法の英文全文は、Taiwan Relations Act: Public Law 96-8 96th Congress, Sec. 4 under APPLICATION OF LAWS;

この和平協議の締結は、現行の日米による東アジアの安全メカニズムへの波及が避けられないため、台湾は国際社会の安全という要素を見過ごすことはできない。

（7）交渉のプロセスで内部政治の深刻な矛盾を抱える可能性もある。台湾は 90 年代の政治民主化の結果、さまざまな政党が主権という議論で深刻な対立をみせており、分離・自決運動を引き起こしかねない。地殻変動後の火口のように制御が難しく、両岸関係の深刻な軍事的または政治的な衝突に発展しかねない。ケベック州がカナダ連邦政府からの離脱を住民投票で決めた論争は、世界の民主政治の上でも解決が困難な実例となっている[39]。さらに 90 年代にチェチェン共和国が独立したことで、ロシアとの間で 10 数年にわたる戦争という悲劇が起こったことは引き合いに出すまでもない[40]。

五　結論と提案：代替案による解決モデル

慎重に言えば、両岸の政治交渉または和平協議の実質的な解決は、国際政治と国際法、そして双方の憲法の枠組みの中で、慎重にかつ具体的な内容の検討を行って初めて、双方の政府が政治的な難題を乗り越えるという実質的な意義を持つ。しかし現在の双方の政治的な認識と対価に関する考え方の落差が大き過ぎるため、両岸の和平協議の本格的な開始が難しくなっている。厳密に言うと、両岸の和

INTERNATIONAL AGREEMENTS, *American Resource Center,* 10 March 2010, http://usinfo.org/docs/basic/tra_e.htm を参照のこと。

39 張顕超・辛翠玲『加拿大魁北克省 1995 年公投事件的背景研究』（台灣民主基金會、2005 年）、頁 1~238。

40 John B. Dunlop, *Russia confronts Chechnya: roots of a separatist conflict* (Cambridge: Cambridge University Press, 1998), pp.1~223.

平交渉の結果を受け入れるということは、台湾政府と人民が最終的に統一以外の政治的な選択を放棄する、もしくは台湾を中国主権下の政治的に二義的な存在に貶めるものである。現時点でいかなる台湾の指導者、政党、人々も、軽々しくこの結果を受け入れることがないことは間違いない。双方の政府が十分な政治認識と準備をもって取り組むことができなければ、この政治上の「パンドラの箱（Pandora's box）」を易々と開けるべきではない。

実質的には、東西ドイツの統一前の政治交渉モデル、またはロシアと旧ソ連の構成国との政治交渉モデルこそ、現代の国際政治において国家の政治統合の問題を解決する比較的よい例であるといえる。ただ難しいのは、大陸側は両岸関係においてこの類の国際モデルを採用する意図が全くないことである。両岸の今後の政治統合問題を本当に解決したいと願うなら、両岸の政治と法律にかかわる複雑で巨大な一大プロジェクトが待っている。双方ともに受け入れられる一連の解決策を見出すことができなければ、長期的な両岸の平和の発展という大きな流れの助けにはならない。その上、本当に政治が成熟したというタイミングまで時間的な距離がある現在、ともすればさらに長い時間を待つことに費やさなければならないのかもしれない[41]。

両岸の政治統合モデルは、トップダウンとボトムアップの 2 つの

---

[41] 馬総統は『International Politik』（ドイツ）2009 年 9 月号のインタビューに答え、両岸の和平協議締結の時機はまだ熟しておらず、中国大陸は台湾の民主体制を尊重し、中華民国が存在する事実を否定せず、またあらかじめ設けた政治的前提を捨て、対台ミサイルの配備を撤去させるべきであり、「対等、尊厳、互恵」の原則のもとで初めて関連交渉の進行が可能になると表明した。両岸の発展は法律や歴史以外にも、台湾人民の決定を尊重する必要があると述べた。「總統接受國際政治期刊專訪」総統府、2009 年 12 月 31 日、http://www.president.gov.tw/Default.aspx?tabid=131&itemid=19547&rmid=514。

モデルが考えられるが、これをさらに分類すると4つの方法となる。

（1）トップダウン方式とは、これまで研究されてきたような東西ドイツ基本条約モデルで、憲法と政治の枠組みを通じて政治的な難題を処理したのち、各種の交流を通じて統合を目指すものである。ただ、このモデルは現時点の両岸関係からみて、双方の政治的タイミングとしては時期尚早である。少なくとも大陸側が発表した「胡六点」からみれば、まだこういった見解を受け入れる時期ではない。

（2）ボトムアップ方式とは、事務協議と両岸交流という従来の手段を利用することで、進展は遅いがリスクはさほど大きくはない。安全・穏健という点が最大の政治的メリットだが、大陸側は既にこのやり方で下層レベルでの両岸事務交渉を続けることに不満があるようである。台湾内部の民主選挙の変化、および台湾意識の台頭を受け、大陸側は政治的な作業を行わないまま両岸関係の発展を静観することが難しくなっている。

（3）前述2者の中間として、まず両岸が中間協議（または暫定枠組み）を締結し、当面は「台湾は独立せず、中国は武力行使せず」の政治的配慮をふまえ、双方は一定期間内において、両岸の主権衝突を一旦棚上げする。ただこの方式は政治的な操作の難度が高い。また「一つの中国」の原則を受け入れると、政治上は台湾独立への反対を表明することになるため、台湾内部の民主的手続きが最大の困難となるとみられる。

（4）もう一つの選択肢として、両岸が共通の政治ビジョンを提示する。双方の指導者が各自提示、また共同による政治声明を加えることもできるが、政治的あるいは法的な拘束力は強くない。続いて双方の累進的な協議と、経済や社会、文化の交流を通じ、徐々に両岸関係における各種の政治的可能性を構築、実現して

いくこととなる。

両岸の政治を将来的にどのように統合していくかについて、政治学者のカール・ポパー[42]が提唱した「ピースミール社会工学」（piecemeal social engineering）[43]が、最も安全な道筋として両岸の今後の段階的な枠組みに適しているのかもしれない。その理由は、現在の両岸の政治や社会、経済は互いにかけ離れており、双方の政治と社会の発達がともに、経済体制の変化と民主化の途中の重要な段階にあるからである[44]。両岸がもし短期間に共同の政治ルートのすり合わせを完了したいなら、双方の指導者と国際社会に大きな政治的困難がのしかかる上、想定できないリスクにより双方の善意による政治構想が覆されかねない。両岸関係の未来を本当に予測し掌握することは誰にもできないことであるため、両岸の指導者は過度な自信を持って自身の政治的能力を越えてまで、双方が承諾しがたい一度限りの政治プロジェクトを引き受けるべきではない。

1　両岸の共同ビジョンは青写真とすることが可能

両岸は共通の青写真または政治ビジョンを持つこともできる。ただし、双方の政治・経済統合において参考にできる座標軸とするだ

---

42 Karl Popper, *Stanford Encyclopedia of Philosophy*, first published Nov 13, 1997; substantive revision, 9 February 2009, http://plato.stanford.edu/entries/popper.

43 Karl Popper, *The Open Society and Its Enemies: The spell of Plato* (Princeton: Princeton University Press: 1971, pp.169~201.

44 馬総統は『International Politik』（ドイツ）2009 年 9 月号のインタビューに答え、現段階の両岸間は「求同存異（小異を残して大同につく）」、つまり最大公約数を求めるべきだと主張した。「同」の部分が多くなるほど、「異」の部分は徐々に取り除かれ、両岸関係の発展はますます可能性が広がり、両岸の和平協定にプラスの利益がある。注 41、前掲資料。

けで、法的あるいは政治的に大きな拘束力を期待してはならない。例えば、両岸関係の共同発展綱領などについて、双方の政府が真剣に検討し、両岸の将来に多元的な発展の余地を与えることが可能である。

２　事務的・基礎的な法律枠組みを統合の土台に

両岸の事務的・基礎的な法律の枠組みには一歩ずつ取り組み、政治的な基本作業は 1 項目ずつ実現させる。これまでの両会の長年の交流関係からみると、両岸の法的な基礎を土台とすれば、両岸の民間の往来と社会の交流が行き過ぎることはない。両岸関係の統合とは長くて遠い法律・政治プロジェクトの道のりであり、初期段階の基礎がなければ、段階的に進めることもできない。一歩ずつ徐々に事務協議と両岸の民意の共通認識の構築を進めなければならず、政治的な手段で一気にゴールに到達させることはできない。両岸の政治統合作業とは双方の指導者に共通認識があるかどうかの問題ではなく、両岸の社会を融合させるという極めて難しい大プロジェクトである。小さなプロジェクト項目の積み重ねがなければ、全体のプロジェクトを最終的に完成させることはできない。同様に、台湾は既に政治・経済で台頭する中国に向き合い、少なくとも中国大陸が受け入れられる、また台湾に有利な戦略をもって説得にあたらなければならない。もちろん台湾が中国と真っ向から対峙するというもう一つの道を選択するならば、また違った構想と方法を採ることとなる。

３　金門・馬祖の処理と海西経済区の発展を優先的に

先ごろ中国の福建省は「海峡西岸経済区」戦略の構想を提示し[45]、この構想の成功は両岸の地域経済関係における協力にかかっている。福建は台湾にとって中国の入り口でるため、福建省の経済展開や海峡西岸経済特区計画に関する検討と協力は、台湾にとって一定の必要性を持っている。しかし、福建省の「海西」推進に協力することは、台湾がこれまで政治的に最も敏感になっている「西進」政策に触れることとなる。政治や軍事、経済、社会などの戦略的な方面から、両岸が福建と台湾地域の政治経済関係の交流を促せば、80 年代における広東省・香港間関係の発展と同じように、政治・経済への影響は巨大であり、また長期にわたるものとなる。大陸側は中央・福建（地方）共同での対台湾の政治的プラットフォームの構築に積極的に取り組む姿勢を見せているが、これは同じ政治認識に基づくものである[46]。

双方は両岸共同で平和的に地域経済発展の戦略的思考を構築するところからはじめ、一方で大局から両岸関係の緊張を緩和、もう一方で台湾と福建という小さな範囲の政治・経済関係に着手し、徐々に双方が解決を望む軍事や政治、経済、社会の各方面での衝突を処理することもできる。両岸の 60 年以上に亘る政治的な分離と敵対は金門島の戦いと福建の最前線から始まっている以上、双方はこの歴

---

[45] 福建省海西地区に関する大陸側の文献は、陳明義・習近平「建設海峡西岸繁榮帶」『人民日報』（北京）、1999 年 9 月 27 日、版 5；「中華人民共和國國民經濟和社会發展第十一個五年規劃綱要」（北京：人民出版社、2006 年）、頁 36；「國務院關於支持福建省加快建設海峡西岸經濟區的若干意見」『福建日報』（福州）、2009 年 5 月 15 日、版 1。

[46] 「海西対台工作統籌福建領軍」聯合新聞網、2010 年 5 月 28 日、http://udn.com/NEWS/MAINLAND/MAI1/5628811.shtml。

史的なきっかけから解決を検討すべきである。これまで福建の発展は遅れていたが、その鍵は福建とアモイが対台湾の軍事最前線であったことにあり、これは双方が政治協力を推進する上での重大な障害である。大陸側と台湾政府は実務的に台湾と福建の関係を促進するところから着手することもできる。現在の両岸の和平協議は、政治的に一朝一夕には片付けることのできないプロセス上にあり、まずは福建と台湾の実質的な政治・経済の発展を促すことで、双方の政府が相互の信頼関係を構築するというのも可能である。具体的には以下の通りである。

（1）金門・馬祖の前線の指揮官クラスによる停戦協議を推進し、金馬和平地区の構築と金門・アモイ両岸工商総合区の開発を優先的に進める。局地的な停戦協議の履行は、将来の全面的な和平協議を牽引する準備作業とすることができる。

（2）福建の前線と台湾の非軍事化を進め、福建の対台軍事演習を停止、または縮小する。これは双方が各自措置を取ることで実現できる。これを政治的な信頼の基礎とすることで、台湾と中国大陸の政治的敵意は徐々に、また相対的に低減し、将来的には両岸それぞれの内部で政治アイデンティティの共通認識の基礎を確立するのに役立つ。

（3）双方の政府は台湾と福建省で海西計画における共同開発および協力を推進する。海西を両岸の経済、社会、政治に亘る全面的な信頼構築を導くものとできれば、大陸側が構想する双方の故郷の政治・経済の全面的な統合を始動することができる。

翻訳：津村あおい（フリーランス翻訳者）

（寄稿：2011年1月31日、採用：2011年3月14日）

兩岸和平談判的政治困難與替案選擇

張 顯 超

（國立中山大學中國與亞太區域研究所副教授）

【摘要】

「胡六點」提出了兩岸結束敵對狀態與進行和平談判要求。對於台灣而言，當前雙方對於國家主權認知與談判對價差距甚大，且民主化以後的台灣是很難接受一個從屬於中國「一國兩制」的非主權國家身分。北京方面的談判思維，就是意圖逐漸地以政治與法律約束力，框住台灣必須朝向與中國大陸進行國家統合的政治發展，達到所謂兩岸關係「不可逆轉的趨勢」（making the positive changes irreversible）。儘管如此，兩岸有關和平協議的政治談判，是必須將主權放在國際政治、國際法與憲法的具體內涵加以討論，對台灣才會有實質意義。面對即將到來兩岸政治談判的難局，中國大陸福建與台灣在「海西經濟區」的合作試驗，或是一條在雙方可以接受範圍之下，進行兩岸初階經濟與社會模式磨合的可行替代途徑。

關鍵字：和平協議、兩岸關係、政治整合、一個中國政策

Difficulties in the Negotiations of the Cross-Straits Peace Agreement and Possible Alternatives

Chang, Hsien-chao
Graduate Institute of China and Asia-Pacific Studies
National Sun Yat-sen University

【 Abstract 】

The 'Six-Points' proposed by the PRC leader Hu Jintao stipulates the terms of easing cross-strait hostilities and encouraging peaceful negotiation. From Taiwan's perspective, the difference in interpretations between Beijing and Taipei on national sovereignty is irreconcilable. More importantly, a democratized Taiwan is not likely to accept a so-called "One State, Two Systems" compromise. Thus far, Beijing's negotiation strategy is premised on restraining Taiwan's political and legal status internationally, thereby constraining Taiwan to a path destined for integration with mainland China. Such political developments would invariably reach a tipping point after which changes to the status-quo would be irreversible. However, when conducting political negotiations on a peace agreement it is vital to contextualize sovereignty within international politics as well as international legal and constitutional frameworks in order to produce meaningful results. In resolving the foreseeable cross-strait political gridlock, the experimentation in cooperation between the Chinese province of Fujian and Taiwan with a "Heisey economic zone" may be an alternative approach for both sides to engage in an initial model for economic and social interactions.

Keywords: Peace accord, cross-strait relations, political integration, One-China policy

〈参考文献〉

「『李六條』的中、英文內容」行政院大陸委員會大陸資訊及研究中心、1995 年 4 月 8 日、http://www.mac.gov.tw/ct.asp?xItem=47407&ctNode=5841&mp=4&xq_xCat=01。

「2010 年 9 月馬總統執政滿意度民調」『遠見雑誌』2010 年 10 月号、http://www.gvm.com.tw/gvsrc/20100915S01AP00PR1R.pdf。

「中台辦、國台辦就當前兩岸關係問題發表聲明」新華網、2004 年 5 月 17 日、http://news.xinhuanet.com/taiwan/2004-05/17/content_1472605.htm。

「中華人民共和國全國人大常委會告台湾同胞書」人民網、2008 年 11 月 28 日、http://tw.people.com.cn/GB/26741/139936/139938/8427598.html。

「中華人民共和國國民經濟和社会發展第十一個五年規劃綱要」（北京：人民出版社、2006 年）、頁 36。

「中華民国第 12 任総統馬英九先生就職演說」中華民国総統府、2008 年 5 月 20 日、http://www.president.gov.tw/php-bin/prez/shownews.php4?Rid=14000。

「民眾對當前兩岸關係之看法」行政院大陸委員會、2011 年 3 月 11 日、http://www.mac.gov.tw/ct.asp?xItem=53491&ctNode=5617&mp=1。

「台海兩岸關係的發展」行政院大陸委員會、2011 年 3 月 10 日、http://www.mac.gov.tw/ct.asp?xItem=68279&CtNode=5836&mp=4。

「台湾問題與中國的統一」新華網、2011 年 3 月 10 日、http://news.xinhuanet.com/ziliao/2003-01/23/content_704463.htm。

「朱鎔基總理在政府工作報中重申對新三段論」人民網、2002 年 3 月 6 日、http://tw.people.com.cn/GB/14810/14858/896237.html。

「江澤民：為促進祖國統一大業的完成而繼續奮鬥」新華網、2005 年 1 月 26 日、http://news.xinhuanet.com/taiwan/2005-01/26/content_2510849.htm。

「北京對対台沒有政治談判時間表」『亜洲週刊』二十四卷十三期（2010 年）、http://www.yzzk.com/cfm/Content_Archive.cfm?Channel=aw&Path=372762111/13aw1a.cfm。

「北京合慶辛亥 100 規劃馬胡會」海峡資訊網、2009 年 10 月 19 日、http://www.haixiainfo.com.tw/75811.html。

「兩岸學者聚京研討兩岸和平協議與統合路徑」中国評論新聞網、2009 年 6 月 14 日、http://www.chinareviewnews.com/doc/1009/9/4/9/100994915.html?coluid=7&kindid=0&docid=100994915。

「胡錦濤：兩岸要為解決政治軍事問題創造條件」中新網、2009 年 5 月 27 日、http://www.hi.chinanews.com/hnnew/2009-05-27/22803.htm。

「馬總統：兩岸政策雙贏」『中時電子報』、2011 年 1 月 29 日、http://news.chinatimes.com/politics/130502/132011012801240.html。

「馬英九不排除與大陸簽和平協議」『新報』（香・澳）、2010 年 6 月 11 日、http://www.

hkdailynews.com.hk/china.php?id=105565。
「陳明通：和平協議商談前　必須先公投」『自由時報』2010 年 5 月 10 日、http://www.libertytimes.com.tw/2010/new/may/10/today-p6.htm。
「海西対台工作統籌福建領軍」聯合新聞網、2010 年 5 月 28 日、http://udn.com/NEWS/MAINLAND/MAI1/5628811.shtml。
「國務院關於支持福建省加快建設海峽西岸經濟區的若干意見」『福建日報』（福州）、2009 年 5 月 15 日、版 1。
「從『葉九條』到『鄧六條』：台湾的歴史和現状」新華網、2010 年 6 月 17 日、http://big5.xinhuanet.com/gate/big5/news.xinhuanet.com/ziliao/2003-01/24/content_705095.htm。
「商簽和平備忘録北京有時間表」『星洲日報』2009 年 11 月 2 日、http://www.sinchew.com.my/node/136751?tid=2。
「辜汪会談與辜汪会晤」財團法人海峽交流基金會、2010 年 6 月 17 日、http://www.sef.org.tw/lp.asp?CtNode=4479&CtUnit=2552&BaseDSD=7&mp=1&xq_xCat=48763&pubfile=921612405871.jpg。
「葉劍英向新華社記者發表的談話（葉九條）」中國台湾網、2007 年 10 年 31 日、http://big5.chinataiwan.org/tsfwzx/qybh/zywx/200710/t20071031_476930.html。
「解決兩岸爭端　總統提『三心』」『中央通訊社即時新聞』2011 年 1 月 28 日、http://www.cna.com.tw/ShowNews/WebNews_Detail.aspx?Type=Firstnews&ID=201101280018。
「蔡英文訪問華府在傳統基金會演說」美國之音中文網、2008 年 9 月 10 日、http://www.voafanti.com/gate/big5/www.voanews.com/chinese/news/a-21-w2008-09-10-voa1-58293467.html。
「總統：任内不與大陸談統一問題」『中央通訊社』、2010 年 5 月 19 日、http://www.opview.com.tw/BiHistPage.aspx?daid=3749055&date=20100519
「總統接受英國金融時報專訪全文」總統府、2011 年 3 月 8 日、http://www.president.gov.tw/Default.aspx?tabid=131&itemid=23711&rmid=514。
「總統接受國際政治期刊專訪」總統府、2009 年 12 月 31 日、http://www.president.gov.tw/Default.aspx?tabid=131&itemid=19547&rmid=514。
「攜手推動兩岸關係和平發展　同心實現中華民族偉大復興：胡錦濤在紀念告台湾同胞書發表 30 周年座談會上的講話」中國網、2009 年 1 月 1 日、http://big5.china.com.cn/overseas/zhuanti/gtwtbs/2009-01/01/content_17042163.htm。
中國國務院台灣事務辦公室『中國台灣問題外事人員読讀本』（九洲出版社、2006 年）。
李允傑「和平協議應與統一協議脱脱鉤」『台湾蘋果日報論壇』、2009 年 11 月 19 日、http://tw.nextmedia.com/applenews/article/art_id/32101435/IssueID/20091119。
陳明義・習近平「建設海峽西岸繁榮帯」『人民日報』（北京）、1999 年 9 月 27 日、版 5。
張顕超・辛翠玲『加拿大魁北克省 1995 年公投事件的背景研究』（台灣民主基金會、2005

年)。

"RESOLUTIONS ADOPTED BY THE GENERAL ASSEMBLY DURING ITS TWENTY-SIXTH SESSION", *United Nation,* 10 March 2011, http://daccess-dds-ny.un.org/doc/RESOLUTION/GEN/NR0/327/74/IMG/NR032774.pdf?Open Element.

Bledsoe, Robert L. and Boczek, Boleslaw A., *The International Law Dictionary* (Santa Barbara: ABC-CLIO Press, 1987).

Cassese, Antonio, *International Law in a Divided World* (Oxford: Oxford University Press, 1989).

Chen, Qimao, "The Taiwan Straits Situation since Ma came to Office and Conditions for Cross-Straits Political Negotiations: a view from Shanghai", *Journal of Contemporary China,* Vol.20, No.68, (January 2011), pp.153~160.

Dunlop, John B., *Russia confronts Chechnya: roots of a separatist conflict* (Cambridge: Cambridge University Press, 1998).

Popper, Karl, *Stanford Encyclopedia of Philosophy*, first published Nov 13, 1997; substantive revision, 9 February 2009, http://plato.stanford.edu/entries/popper.

_____, *The Open Society and Its Enemies: The spell of Plato* (Princeton: Princeton University Press: 1971).